

議 事 日 程 （第 2 号）

平成28年 3 月 4 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第31号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第32号 東白川村常勤の特別職職員の平成28年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第33号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第34号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第35号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第36号 平成28年度東白川村一般会計予算
- 日程第 8 議案第37号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第38号 平成28年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第39号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第40号 平成28年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第41号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第42号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1 番	今 井 美 和	2 番	今 井 美 道
3 番	桂 川 一 喜	4 番	樋 口 春 市
5 番	服 田 順 次	6 番	今 井 保 都
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	松 岡 安 幸	総 務 課 長	安 江 宏
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	今 井 義 尚
産 業 振 興 課 長	樋 口 章 久	建 設 環 境 課 長	小 池 毅
教 育 課 長	伊 藤 保 夫	国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 良 浩
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定により、1 番 今井美和君、2 番 今井美道君を指名します。

◎議案第 31 号から議案第 42 号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第 2、議案第 31 号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 13、議案第 42 号 平成 28 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 12 件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

おはようございます。

本日ここに、平成 28 年東白川村議会第 1 回定例会に平成 28 年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願いする次第でございます。

第 1 章 国の予算編成動向

第 1 章 国の予算編成動向につきましては、本文の朗読を省略し、概略だけ説明をいたします。

28 年度の予算編成方針並びに基礎的財政収支等の記述がございますので、お目通しをいただきますと思います。

2 ページについては、地方財政計画についての記述でございます。よろしくお願いいたします。

第 2 章から説明をさせていただきます。

第 2 章 本村の予算編成の基本方針

平成 28 年度の予算編成に当たっては、27 年度に策定した東白川村総合戦略と第 5 次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けて予算編成に取り組みました。

第 3 章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成28年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第 1 提出議案件数

予算関係 7 件、条例関係 5 件、合計12件。

第 2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ 2 億4,200万円増の26億5,900万円（前年度比10.0%増）となり、充実した予算を編成しました。

第 3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計 4 億1,930万円、介護保険特別会計 3 億100万円、簡易水道特別会計 2 億9,820万円、下水道特別会計2,560万円、国保診療所特別会計 2 億6,160万円、後期高齢者医療特別会計3,820万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ1,860万円増の13億4,390万円（前年度比1.4%増）です。

第 4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ 2 億6,060万円増の40億290万円（前年度比7.0%増）です。

第 4 章 一般会計の歳入の概要

歳入では、村税は景気の動向が不透明ですので、27年度の実績を考慮し、前年度より0.2%減の1 億9,335万円で計上しております。地方消費税交付金は、消費税率の改正分を見込み、前年度より22.4%増の3,280万円を計上しております。なお、消費税引き上げの3%分については、社会保障財源として使途が限定されているため、社会保障関係費に財源充当しております。

地方交付税は、一般財源の運用形態を見直し、普通交付税分を積極的に予算計上することとし、前年度より16.6%増の11億6,000万円を計上いたしました。分担金及び負担金は、土地改良事業地元負担金を新たに予定し、前年度より92.2%増の1,509万円の計上となりました。使用料及び手数料は、CATV事業で有線電話の廃止に伴う使用料の引き下げを予定したため、前年度より8.8%減の5,786万円の計上となりました。

国庫支出金は、臨時福祉給付金が拡充継続されることなどにより、前年度より2.3%増の1 億5,830万円を計上しております。県支出金は、森林整備加速化・林業再生補助金を活用した高齢者交流サロン建設事業が終了したため、前年度より6.9%減の1 億9,027万円となりました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などソフト事業の財源として4,000万円を計上し、はなのき会館大規模改修事業や集合型村営住宅建設事業、高齢者交流サロン整備事業、ヘリポート整備事業、消防ポンプ自動車整備事業など、ハード事業の財源として3 億7,540万円を計上し、これらに臨時財政対策債6,000万円を加えた総額は、前年度より62.5%増の4 億7,540万円となっております。

また、繰入金は2 億6,090万円で、そのうち財政調整基金繰入金は2 億5,000万円となっておりますが、これは、27年度決算見込みにおいて、27年度当初より1 億5,000万円ほど余剰財源が多く見込

めましたので、その分を含めて繰り入れる予定としたものです。また、関連して、繰越金は前年度より1億2,002万円の大幅な減額となっていますが、余剰金については、財政調整基金での管理に変更したことによるものです。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第4期対策の2年目となり、3年目となる多面的機能支払交付金事業とともに継続して実施し、当村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

2. 農林業振興策。

集落営農活動を推進し、営農用施設整備への補助を行うとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

ライスセンターについては、老朽化に伴う機械更新に補助するとともに、新世紀工房から切り離して新しくつくる農業会社で、ライスセンターの運営や水田農作業受託事業などが事業展開できるように支援してまいります。

茶業振興については、製茶組合が行う茶販路拡大対策事業や農家が行う茶樹改植事業に、引き続き補助を行います。

農業担い手対策として、トマト栽培研修生受け入れ農家への補助や新規就農給付金助成を引き続き行います。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、捕獲頭数の増加見込みによる報償金の増額や猿用捕獲おりの設置など対策の充実に努めてまいります。

林業振興については、森林整備地域活動支援交付金事業や清流の国ぎふ森林・環境税事業を継続して実施することで山林環境を保全し、みなとモデル事業でのFSC材の提供等を推進してまいります。また、森林組合が実施する林内作業車整備やプレカット協同組合の施設修繕への補助を行います。

3. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業や中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して行います。また、新規事業として事業所の従業員の資格取得に係る経費の補助を始めます。

4. 地域活性化策。

地方創生事業として、ウェブモールによる村内製品の販売促進や白川町と共同して行う白川茶の販売促進、フォレストスタイル事業、雇用促進事業などを平成27年度補正予算と28年度予算により事業を推進してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県単土地改良事業・県営中山間事業等。

県単土地改良事業による大明神パイプライン工事を実施するとともに、県営中山間地域総合整備事業を推進してまいります。また、県単林道工事で小峠線の改良を、県単治山工事等で土橋谷流路工整備を行います。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。

診療所裏と中学校付近の上小林急傾斜地崩壊対策事業を継続推進してまいります。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、村道日照支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備やヘリポートの整備を引き続き進めます。また、消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプ1台を更新し、消防団活動の充実を図ります。

5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業により、杉林線の道路改良を行うほか、防災安全交付金事業で路面や橋梁の修繕工事を行います。

6. 人口対策推進事業。

単身者用集合型村営住宅の建設を行うとともに、I・Uターン者の定住のための補助や出産祝い金事業等を引き続き実施します。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関のほか介護予防教室の参加への送迎を行う外出支援サービスと透析治療や中核病院への通院支援を引き続き行うほか、濃飛バスの休日のバス運行廃止による高齢者や高校生の皆様への影響を考慮し、村単独での朝、夕2回の送迎車両運行事業を始めます。

2. 予防接種事業。

インフルエンザの集団感染を防ぐためにワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額補助を、高齢者は一部補助を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部補助を行います。また、中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を全額補助で行います。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と、在宅での要介護者や生後7カ月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施し、生活の支援に努めてまいります。また、国庫補助による低所得高齢者支援臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業も実施します。

4. 障害者対策、高齢者対策事業。

神土高齢者交流サロンの運営開始と五加地区での高齢者交流サロン建設を計画し、高齢者の皆様とボランティアや地域住民の方々との交流を通して、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げてい

ただく対策を行います。また、障害児の通学や老人クラブの運営を引き続き支援します。

5. 子育て支援事業。

3歳以上児の保育料の無料化を引き続き実施するとともに、子育て中の保護者から要望のあった中川原水辺公園への遊具設置について整備を行うなど、子育て世代をサポートしてまいります。

6. 高校生の支援事業。

高校生通学支援事業として白川町と連携して行ってきました通学バスの運行は見直しをして、かわりにＪＲ運賃補助を行います。また、自宅から通学する高校生への交通費の補助や下宿や寮で生活をしている家庭の支援と村内に住所を有する高校生等の医療費無料化を引き続き実施してまいります。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

学校備品の整備のほか、小学校では2期目となる屋外運動場の改修工事を、中学校では屋外運動場整備実施設計委託を行います。

2. 保健体育事業。

スポーツ・トップアスリート交流事業を引き続き開催するとともに、リオデジャネイロオリンピックの開催年に合わせて、6年ぶりに第14回村民運動会を計画しています。

3. 公民館事業。

27年度に引き続きMOA美術館等との連携による特別展や児童作品展の開催を予定するとともに、はなのき会館の老朽化に伴う第1期改修工事と29年度に予定している第2期改修工事の実施計画を行います。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者686人を想定し予算編成をしております。主たる財源であります保険税は6,028万円で、前年度と比べ2.9%減となりましたが、税率を据え置くことといたしました。

予算額は、給付費の増と高額医療費共同事業の拠出金の増などで、前年度より4.2%増の4億1,930万円となっています。

国保会計の運営課題は、加入者一人一人の健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見、早期治療に取り組むこととします。特に、生活習慣病予防を目的とする特定健康診査の受診率向上に努め、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見による医療費の適正化を図り、国保財政の健全化に努めます。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税と合わせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,010人を想定し予算編成をいたしました。

28年度は第6期介護保険事業計画の2年目となり、予算額は3億100万円で、前年度と比べ5.2%減となっています。

計画段階と比較しますと、要介護者は減少傾向であるのに対し、要支援者は増加傾向にあり、それに伴い給付費は全体として減少見込みとなっています。介護予防事業を重視し、要支援、要介護状態等となる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防のあり方を研究して実践することで、介護保険制度の健全運営に努めることと、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成4年度に事業着手し、現在の給水件数は989件で、全村に給水しております。

大明神水系施設の機器更新事業における国庫補助事業の更新整備計画期間の最終年度に当たる28年度は1億97万円で、親田、平、前山の3カ所の配水池と前山ポンプ場、役場水道機械室の計測機器等の更新を行います。また、曲坂水系においても、平成12年度に一部供用を開始してから既に耐用年数を経過し老朽化しているため、施設の機器更新計画を樹立します。

その他の施設についても、更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理及び改修工事を進め、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。予算額は2億9,820万円で、施設維持管理費の増により、前年度と比べ5.0%増となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区35戸、平東地区24戸、平中地区26戸、合計104戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしていますが、住宅を解体して転出されるなど、一部加入者の減少が見られますので、各組合が引き続き安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

また、当施設も稼働後13年以上経過しており、機器が老朽化してきているため、平西地区において機器の更新を行います。予算額は2,560万円で、施設維持管理費の増により、前年度と比べ2.8%増となっています。

第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

医師の確保や職員の高齢化など、僻地医療を取り巻く問題は山積していますが、これからもさきの診療所事業改革委員会の答申に沿って経営改善に努めてまいります。

医療事業費では、職員の給与改定や臨時職員の賃金改善等により、給与費が前年度より425万円の増となっております。また、医療機器等の整備費では、老朽化に伴い、検査用分析装置と車椅子対応型老健送迎車両を更新します。予算額全体では2億6,160万円で、前年度と比べ0.7%増となっています。

引き続き、総合計画の実施計画に沿って順次診療体制の充実に努めるとともに、27年12月に立ち

上げました村外の知識経験者を構成委員に含めた東白川村医療福祉ゾーン整備計画検討会議において、診療所の移転も含めた老人福祉施設の整備に向けて検討してまいります。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方621人を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は3,820万円で、前年度と比べ3.8%増となっています。

第7章 むすび

以上のとおり、平成28年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

27年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところでございますが、昨年の異常気象はいつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような有事に対する備えを充実しなければならないと考えております。

これで万全とは到底まいりませんが、今後も基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成28年度予算の説明といたします。平成28年3月4日、東白川村長。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩いたします。

午前9時58分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

新年度予算関連等の説明を行っていただきます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第31号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月4日提出、東白川村長。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、特別職職員の報酬額は、別表第1中、恐れ入りますが、新旧対照表の33ページのほうをごらんいただきたいと思います。第2条別表第1中、区分の33項、村事務嘱託員の報酬欄の年額の

うち、現行100戸以上150戸未満 2 万5,000円、並びに150戸以上 3 万5,000円を、上段にありますように100戸以上 3 万5,000円に改めるものでございます。

これにつきましては、各自治会ごとの自治会長さんへの報酬となるわけですが、各自治体の戸数ごとの実情に見合うように改めさせていただくものでございます。

改正条文のほうにお戻りをいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

次に、議案第32号 東白川村常勤の特別職職員の平成28年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成28年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成28年 3 月 4 日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の平成28年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成28年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の202.5」とあるのは「100分の192.375」と「100分の217.5」とあるのは「100分の206.625」に改める。

新旧対照表の34ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第 5 条、期末手当の第 2 項につきまして、「6 月に支給する場合においては100分の202.5」とあるもの、「12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額」とあるのを、改正後では、「6 月に支給する場合においては100分の192.375、12月に支給する場合においては100分の206.625を乗じて得た額」とするということで、6 月に支給する分、12月に支給する分、合わせて総額4.2 カ月分に相当するわけですが、この特例条例によりまして、5 %カットする割合の特例ということで提出をさせていただきます。

改正条文のほうへお戻りをいただきまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

議案第33号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年 3 月 4 日提出、東白川村長。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「退職手当、」の次に「派遣手当、」を加える。

第23条の 9 の次に次の 1 条を加える。派遣手当。第23条の10、岐阜県後期高齢者医療広域連合等への派遣や人事交流により、住居を移すこととなった職員が新たに負担することとなった費用について、その全部または一部を支給する。

2. 派遣手当に関し、必要な事項は村長が別に定める。

第24条第 1 項中「勤勉手当、」の次に「派遣手当、」を加える。

新旧対照表の35ページから36ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第 2 条、給料の欄に、現行、各種手当があるわけですが、「勤勉手当、退職手当、」の次に、今

回「派遣手当、」を加えること。

36ページのほうに参りまして、第23条の10で、後期高齢者のほうに連合のほうに今回職員を派遣するに当たりまして、新たに住所を移すことで職員が負担することとなった費用の全部または一部について支給するという派遣手当の項を設けさせていただきました。

第2項に派遣手当に関し必要な事項は村長が別に定めるということと、第24条におきまして、管理職手当等の支給方法の欄で、現行「勤勉手当、」の次に、改正文で「派遣手当、」を加えるものでございます。

次に、改正条文のほうにお戻りをいただきまして、別表第2、イ、医療職給料表（一）、備考欄中、この表は「病院、診療所等」を「診療所等」に改め、同ロ、医療職給料表（二）、備考欄中、この表は「病院、診療所」を「診療所等」に改め、同ハ、医療職給料表（三）、備考欄中、この表は「病院、診療所、母子健康センター等に勤務する保健師、」を「診療所、母子健康センター、地域包括支援センター等に勤務する」に改め、別表3を別紙のように改めるということで、新旧対照表の37ページ、38ページのほうをごらんいただきたいと思います。

別表第2、イ、医療職給料表（一）の1、備考欄、現行「この表は、病院、診療所等に勤務する医師に適用する」というものを、改正は「この表は、診療所等に勤務する医師に適用する」ように改め、ロの医療職給料表（二）、38ページのほうに参りまして、現行の備考欄、この表は「病院、診療所等」とあるのをこの表は「診療所等」に改める。次のハの医療職給料表（三）につきまして、39ページのほうに参りまして、ちょうど中段ほどになりますが、現行は、備考欄中、この表は「病院、診療所、母子健康センター等に勤務する保健師、」とあるのを、この表は「診療所、母子健康センター、地域包括支援センター等に勤務する」に改めようとするものでございます。

給料表に適用する対象を改正するものでございます。

次に、改正条文のほうにお戻りをいただきまして、別表第3第5条、等級別基準職務表、イ、行政職給料表等級別基準職務表、2月23日の臨時会に提出させていただきました欄になりますが、イが行政職の給料表、次のページがロの医療職給料表（一）の級別の職務分類表、ハが医療職給料表（二）級別職務分類表、次のページでニが医療職給料表（三）級別職務分類表を今回次のように改めるということで、別表第3、等級別基準職務表、イ、行政職給料表等級別基準職務表から、めくっていただきまして、次のページの末尾になりますニの医療職給料表（三）級別職務分類表までをこのように改めるというのですが、その内容については、新旧対照表の39ページのほうをごらんいただきまして、別表第3第5条関係等級別基準職務表、イ、行政職給料表等級別基準職務表、現行1級「出先機関」を今回、出先機関の欄に「主事補、主事、保育士、保健師の職務」、2級の改正欄の出先機関に「主任、保育士、保健師の職務」、3級の出先機関の欄に「主査、主任保育士、主任保健師の職務」、40ページのほうに参りまして、4級、改正の本庁のほうに係長の次に「次長」、出先機関に「係長、次長、」を加えるように、次に5級の欄につきましては、現行出先機関、一番下のところですが、「診療所の副所長、室長、保育園長の職務」とあるのを、改正で「課長補佐、室長、保育園長、診療所の副所長、次長の職務」にあるものに、医療職の給料表（一）につい

て及び41ページのハの医療職給料表（二）の級別の職務分類表には変更がございませんので、ニの医療職給料表（三）級別職務分類表において、現行2級の欄の出先機関「看護師」とあるのを改正で出先機関のほうを「助産師、看護師」に改め、3級の現行出先機関「主任看護師、副所長心得」とあるのを改正のほうで出先機関「課長補佐、係長、主任助産師、主任看護師、副所長心得、看護師長補」に改めるものでございます。

改正条文のほうにお戻りをいただきまして、2月23日の臨時会に提出させていただきました分について、給料表の適用欄及び職務分類表において適正を欠いておりましたので、今回改めて一部改正をして案として提出させていただきました。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

議案第34号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月4日提出、東白川村長。

東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

新規議員の加入利用に関する費用ということで、加入単位、引き込み費用、加入負担金、月額使用料を定めておりますが、新旧対照表の42ページのほうをごらんいただきたいと思います。

別表第1、加入、利用に関する費用ということで、現行、加入単位、引き込み費用、加入負担金、月額使用料のうち、1戸の欄につきましては、今の月額使用料につきまして、現行「2,200円」とあるのを今回「1,500円」に、村営住宅の1戸について、現行、引き込み費用「実費」とあるのを今回「なし」に、それから月額使用料「3,000円」とあるのを今回「2,300円」に、公共施設1戸引き込み費用「実費」とあるのを今回「なし」に、それから月額使用料「500円」とあるのを「300円」に、今年度末までに告知端末機の設置を終え、有線放送機器を撤廃することになるわけですが、利用料の一部の見直しを今回させていただくものでございます。テレビとセットの料金が設定されておるということで、今回、各戸においては2,200円を1,500円に700円ほど、村営住宅1戸当たりについて3,000円とあるのを700円減額して2,300円に、公共施設について500円あるのを300円に、200円を減額させていただく料金に設定をさせていただくものでございます。

1月26日に開催をいたしました情報基盤管理運営協議会において検討をいただき、その結果を得て、案として提出させていただいたものでございます。

なお、金額設定に当たっては、他の団体の数値等も参考にさせていただきました。

改正条文のほうにお戻りをいただきまして、附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第35号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月4日提出、東白川村長。

次のページに行っていただきまして、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別添で新旧対照表を添付していますので、新旧対照表に基づきまして説明いたします。

43ページをごらんください。

今回の改正理由につきましては、平成28年度税制改正の大綱（平成27年12月24日閣議決定）において、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保についての措置として、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることに伴い、国民健康保険との被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正されたことに伴い、平成28年度から国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

第2条は、課税額を規定しておりまして、第2項では国民健康保険税の医療保険賦課額に係る賦課限度額を、現行「52万円」から「54万円」に2万円が引き上げられるとともに、3項では後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を「17万円」から「19万円」に2万円を引き上げる規定の改正でございます。

次に、23条は、国民健康保険税の減額を規定しており、第2条に規定される被保険者の所得割額及び資産割額等の基礎課税額から減額して得た額からの基礎課税額が国民健康保険税の医療保険賦課額に係る賦課限度額を、現行「52万円」から「54万円」に2万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を「17万円」から「19万円」に2万円引き上げる規定の改正でございます。

また、第2号では、軽減判定基準額の引き上げで、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が現行の「26万円」から「26万5,000円」へ、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が現行の「47万円」から「48万円」に引き上げる規定の改正でございます。

改正条文の本文に移っていただきまして、附則、施行期日は、この条例は平成28年4月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

続いて、参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

それでは、予算書の薄いほうをごらんいただきたいと思います。

では、議案第36号から説明させていただきます。

議案第36号 平成28年度東白川村一般会計予算。平成28年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億5,900万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成28年3月4日提出、東白川村長。

次のページからにつきましては、款のみ朗読をさせていただきます。以降特別会計につきましても、款のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入、1款村税1億9,335万円、第2款地方譲与税2,530万円、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金10万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金3,280万円、7款自動車取得税交付金100万円、8款地方特例交付金50万円、9款地方交付税11億6,000万円、11款分担金及び負担金1,509万円、12款使用料及び手数料5,786万円、13款国庫支出金1億5,830万円、14款県支出金1億9,027万円、15款財産収入1,207万円、16款寄附金63万円、17款繰入金2億6,090万円、18款繰越金4,779万円、19款諸収入2,704万円、20款村債4億7,540万円、歳入合計が26億5,900万円でございます。

次に、5ページの歳出。

1款議会費4,118万円、2款総務費4億619万円、3款民生費4億9,918万円、4款衛生費3億4,990万円、6款農林水産業費3億1,451万円、7款商工費8,048万円、8款土木費2億9,755万円、9款消防費1億5,259万円、10款教育費2億4,605万円、12款公債費2億7,037万円、14款予備費100万円、歳出合計が26億5,900万円でございます。

次に、第2表でございますが、債務負担行為。事項が庁用車のアクシオでございます。期間が29年度から30年度まで、限度額が12万4,000円。

次の8ページ、第3表 地方債、起債の目的、公共事業債、公共事業等、限度額が3,590万円、起債の方法、普通貸借、利率、4%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

次の自然災害防止事業3,500万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一番

上と同じですので、省略させていただきます。

3 番目、緊急防災・減災事業2,860万円。

施設整備事業1,300万円。

過疎対策事業3億290万円。

臨時財政対策事業6,000万円。

次に、9ページをお願いします。

議案第37号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成28年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,930万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。平成28年3月4日提出、東白川村長。

歳入、1 款国民健康保険税6,028万円、2 款使用料及び手数料2万円、3 款国庫支出金9,224万円、4 款療養給付費交付金70万円、5 款前期高齢者交付金8,879万円、6 款県支出金2,206万円、7 款共同事業交付金9,394万円、9 款繰入金5,289万5,000円、10 款繰越金778万7,000円、11 款諸収入58万8,000円、歳入合計が4億1,930万円でございます。

12ページの歳出です。

1 款総務費1,179万円、2 款保険給付費2億4,564万円、3 款後期高齢者支援金等4,219万円、4 款前期高齢者納付金等6万円、5 款老人保健拠出金1万円、6 款介護納付金1,626万円、7 款共同事業拠出金9,395万円、8 款保健事業費356万円、10 款諸支出金578万円、11 款予備費6万円、歳出合計が4億1,930万円でございます。

次に、14ページをお願いします。

議案第38号 平成28年度東白川村介護保険特別会計予算。平成28年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成28年3月4日提出、東白川村長。

15ページの歳入でございます。

1 款保険料5,124万8,000円、2 款使用料及び手数料1,000円、3 款国庫支出金7,888万8,000円、4 款支払基金交付金7,864万3,000円、5 款県支出金4,061万6,000円、6 款繰入金5,090万7,000円、7 款繰越金17万円、8 款諸収入52万7,000円、歳入合計が3億100万円でございます。

17ページの歳出でございます。

1 款総務費1,430万5,000円、2 款保険給付費2億8,004万7,000円、5 款地域支援事業費648万8,000円、6 款公債費1万円、7 款諸支出金5万円、8 款予備費10万円、歳出合計が3億100万円です。

ございます。

19ページでございます。

議案第39号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成28年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,820万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成28年3月4日提出、東白川村長。

20ページの歳入でございます。

1 款使用料及び手数料4,922万円、2 款繰入金1億2,516万2,000円、3 款繰越金91万8,000円、6 款村債7,030万円、7 款国庫支出金3,000万円、9 款諸収入2,260万円、歳入合計が2億9,820万円でございます。

次に、21ページの歳出。

1 款総務費1,446万4,000円、2 款簡易水道事業費1億2,496万4,000円、3 款施設維持管理費4,408万2,000円、4 款公債費1億1,449万円、5 款予備費20万円、歳出合計が2億9,820万円でございます。

22ページが第2表 地方債でございます。

起債の目的が簡易水道事業、限度額が7,030万円でございます。以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同じですので省略いたします。

次の23ページ、議案第40号 平成28年度東白川村下水道特別会計予算。平成28年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,560万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成28年3月4日提出、東白川村長。

24ページが歳入でございます。

1 款使用料及び手数料738万1,000円、2 款繰入金1,707万4,000円、3 款繰越金114万5,000円、歳入合計が2,560万円でございます。

次に25ページ歳出。

1 款総務費799万円、2 款施設維持管理費820万6,000円、3 款公債費930万4,000円、4 款予備費10万円、歳出合計が2,560万円でございます。

26ページをお願いします。

議案第41号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成28年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,160万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成28年3月4日提出、東白川村長。

27ページが歳入でございます。

1 款診療収入1億4,144万2,000円、2 款使用料及び手数料135万8,000円、5 款繰入金8,537万円、6 款繰越金2,818万4,000円、7 款諸収入524万5,000円、8 款寄附金1,000円、歳入合計が2億6,160万円です。

28ページが歳出でございます。

1 款総務費2,517万円、2 款医業費2億2,576万3,000円、3 款基金積立金1,000円、4 款公債費1,056万6,000円、5 款予備費10万円、歳出合計が2億6,160万円でございます。

29ページが第2表 債務負担行為でございます。

検査用分析装置が、期間が29年度から平成32年度まで、限度額が648万円でございます。

次に、30ページをお願いします。

議案第42号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,820万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成28年3月4日提出、東白川村長。

31ページが歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料1,801万7,000円、2 款使用料及び手数料1万円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金41万8,000円、4 款繰入金1,965万7,000円、6 款繰越金9万8,000円、歳入合計が3,820万円でございます。

32ページが歳出でございます。

1 款総務費103万8,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,641万5,000円、3 款保健事業費44万7,000円、4 款諸支出金20万円、5 款予備費10万円、歳出合計が3,820万円でございます。以上でございます。

○議長(服田順次君)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。5日と6日は精読期間のため、7日は中学校卒業式のため、8日は全員協議会開催のため、5日から8日までの4日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月5日から8日までの4日間、休会することに決定しました。

火曜日の8日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

水曜日の9日は午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますので、よろしくお願いします。

本日はこれで延会します。

午前10時47分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

